

社会医療法人 健生会 介護老人保健施設 ふれあい 利用料金一覧表（入所）

自 2021.8

I) 保険負担分

(単位/1日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設サービス費	個室	714	759	821	874	925
	多床室	788	836	898	949	1,003

II) 保険外負担分 ①

(円/1日あたり)

教養娯楽費※1	100
日用品費※2	150
おやつ（提供毎に）	150

※注1 教養娯楽費： クラブ活動で使用する手芸用品、園芸用品、DVD、カラオケ、音楽ソフト等の提供費用

※注2 日用品費： 石鹸、ボディソープ、リンスインシャンプー、かみそり、ペーパータオルなどの提供費用

III) 保険外負担分 ②

(円/1日あたり)

	個室	多床室
居住費	1,668	377
食費	1,945	(入退所時又は絶食指示の際は朝:525 昼:710 夕:710)

IV) その他のご利用負担

(単位/1日または1回)

①全利用者様負担分

栄養マネジメント強化加算	日	11
サービス提供体制強化加算Ⅰ	日	22
夜勤職員配置加算	日	24
在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	日	34
安全対策体制加算 (入所時1回のみ)		20
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数×39/1000
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数×21/1000
令和3年9月30日までの上乗せ分(感染対策)		所定単位数× 1/1000

②個別負担分

短期集中リハビリ実施加算	回	240
認知症短期集中リハビリ実施加算	回	240
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	月	33
保健施設外泊時費用 (月6日まで)		362
初期加算 (入所当日から30日以内)	日	30
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450
入退所前連携加算(Ⅰ) (入所前後1月以内)		600
入退所前連携加算(Ⅱ) (退所時)		400
退所時情報提供加算		500
老人訪問看護指示加算		300
療養食加算	回	6
自立支援促進加算	月	300
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	月	40
ターミナルケア加算31-45	日	80
ターミナルケア加算4-30	日	160
ターミナルケア加算2-3	日	820
ターミナルケア加算1	日	1,650
所定疾患施設療養費(Ⅰ)		239
理美容代		実費相当額
電気代(持ち込みの家電製品に限ります。)(1日:円)	日	50(必ず事前にご相談下さい)

裏面へ → →

◇ 1ヶ月（30日）料金概算 （Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ①）

下記の目安料金は、地域区分適用に基づく単価（1単位：10,27円）にて算出しています。

尚、料金は加算Ⅳ②や負担限度額により変わります。（円）

介護保険負担割合 1割の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	145,320	146,730	148,650	150,270	151,860
多床室	108,900	110,370	112,290	113,880	115,560

介護保険負担割合 2割の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	170,250	173,070	176,910	180,150	183,330
多床室	136,140	139,080	142,920	146,100	149,460

介護保険負担割合 3割の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	195,180	199,410	205,170	210,030	214,800
多床室	163,380	167,790	173,550	178,320	183,360

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

○負担限度額認定証の食費負担限度額が1,360円の場合

（円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	117,030	118,440	120,360	121,980	123,570
多床室	91,140	92,610	94,530	96,120	97,800

○負担限度額認定証の食費負担限度額が650円の場合

（円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	95,730	97,140	99,060	100,680	102,270
多床室	69,840	71,310	73,230	74,820	76,500

○負担限度額認定証の食費負担限度額が390円の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	62,730	64,140	66,060	67,680	69,270
多床室	62,040	63,510	65,430	67,020	68,700

※負担限度額認定証の発行は各市町村役場に届出が必要です。

また、有効期限が1年間のため、毎年、手続きが必要です。

発行された証書は事務所へご提示くださいますようお願いいたします。

ご提示がない場合は、上段のご利用料金でのご請求となりますことご了承ください。